

第6章 緊急輸送計画

第1節 緊急輸送道路ネットワークの整備（環境安全部）

風水害応急対策活動において、救援物資、要員等の緊急輸送の果たす役割は、あらゆる風水害応急対策の基幹となるため、極めて重要である。

このため、効率的で円滑な緊急輸送が行えるよう、緊急輸送道路の確保、輸送手段としての車両の確保などの体制を整えることが大切である。

そこで、市役所や浄水所、避難所等災害時における市内の要所を有機的に結ぶ緊急輸送道路を指定し、緊急物資等の輸送のための手段を確保する。

緊急輸送道路ネットワーク図は資料編〇ページ、資料〇のとおりである。

第2節 緊急道路障害物除去（啓開）（都市整備部）

第1項 緊急道路障害物除去（啓開）

風水害発生時には、救援救護活動及び援助物質等の輸送が必要となるので、緊急車両の通行に供するよう、国道、都道、及び市道について、上下各1車線を確保する必要がある。

ただし、風水害発生時は、道路には標識類、電柱、家屋、樹木等の障害物が散乱し、被災者の救援救護活動や物資の輸送等、緊急時の活動に支障が生じるおそれがある。このため、輸送道路等を確保するため、平素より「緊急輸送道路」を指定し、整備する必要がある。緊急輸送道路においては、障害物の除去及び路面の亀裂等の応急補修を優先的に行う。

第2項 緊急障害物除去（啓開）作業態勢

市は、国及び都の所管する路線について相互に連携を密にしながら被害の状況に応じて、緊急車両の通行に支障のないよう指定された道路上の障害物の撤去、または陥没、亀裂等の整備を、各関係機関の相互協力のうえ実施する。主要な緊急輸送道路の障害物除去（啓開）については、1路線に複数の業者を割当てている。

市は、平素から資機材の保守点検を行うとともに、府中市建設業協会等を通して使用できる建設機械等の把握を行う。

また、風水害発生直後の混乱期に緊急復旧のための資機材を確保するため、直轄備蓄及び建設業者との協力体制を確立するとともに、防災資機材備蓄基地の整備を計画的に進める。

第3節 輸送車両等の確保（財務部、府中警察署・環境安全部）

第1項 車両の確保

1 輸送車両の確保

原則として、市が輸送手段として必要とする車両は、市保有の車両を第一次的に使用し、不足を生ずる場合は、市財務部が集中的に調達する。他市町村及び関係防災機関から車両等の供与があったときは、集中受入れを行う。更に不足が生じた場合は、都財務局へ調達あっ旋を要請する。

更に輸送手段を確保するために、東京都トラック協会多摩支部と車両供給協定を締結している。

2 府中警察署

輸送車両は、府中警察署警備計画に基づき必要を生じたときは、市本部と連絡をとりながら適宜調達する。

3 府中消防署

風水害応急対策のため、必要により府中消防署調達計画に基づいて物資並びにこれらの輸送のための車両等の調達をするが、市災害対策本部設置後は同本部と緊密な連絡のもと所要の物資及び車両等の調達を要請する。

第2項 配車計画

市財務部が集中調達した車両の各部への車両配分は、次に定めるところによる。

1 配車基準

- (1) 市各部に対する車両の配分は、請求部との協議により財務部長が定める。
- (2) 風水害予防及び災害復旧計画に必要な車両は、財務部が緊急計画をたて、風水害応急対策用車両を転用し、輸送力を確保する。

2 配車請求等

(1) 配車請求

ア 市各部において車両を必要とするときは、車種・台数・引渡場所・日時を明示のうえ、財務部に請求する。

イ 財務部は第1項1により車両を配車するほか必要なときは緊急調達し、請求部へ引渡す。

(2) 車両の待機

ア 風水害が発生するおそれがあるときは、財務部はその状況に応じ運送会社等に車両の待機を要請する。

イ 市各部は待機車両が必要な場合は財務部に請求し、当該部用として待機させることができる。

3 使用料金等

乗用車、貨物自動車の使用料金等については協議してその都度定める。

4 車両燃料の確保

あらかじめ定めた指定業者との間に、風水害発生時における車両燃料の優先供給に関する協定を締結し、財務部所管乗用車両相当量を確保する。

第3項 人員及び救助物資等輸送計画

1 人員輸送

- (1) 事前避難勧告が発せられた場合、災害時要援護者の自主的避難を促進するため、関係機関と連絡をとり避難所への運行経路を広報するなど必要な措置をとる。
- (2) 被災者の他地区への輸送は、市の所有車両を調達し、第6章「避難計画」に定めるところにより実施する。この場合、都財務局から提供されるバスを使用する。

2 救助物資等輸送

- (1) 食品及び生活必需品の輸送は、別に定める配分計画に基づき輸送する。
- (2) その他の応急対策用物資、資材等は、各都がそれぞれの所掌に従い現地まで輸送する。

第4項 風水害発生時における交通安全体制

- 1 道路における危険の防止や交通の円滑化のため交通規制を必要とする場合は、東京都公安委員会の告示によりこれを規制する。ただし、一時的に交通制限を要する場合は、実情に即して府中警察署長において路線、区間等を指定し、交通の制限をする。
- 2 被災地またはその周辺において交通上の危険を防止するため緊急の必要があるときは、道路交通法や災害対策基本法に基づいて、現場に配置となった警察官において、必要な制限または禁止を行う。
- 3 警察署長は危険個所の表示、う回誘導をはじめ、必要な交通規制等を行うなど、交通秩序の維持に努める。
- 4 交通妨害となっている倒壊樹木、電柱、その他の損壊した施設、漂流物、垂下電線等の除去及び損壊した道路、橋等の応急補修並びに排水等については、それぞれ関係機関に連絡し、復旧の促進を図る。
- 5 府中市の交通安全・防犯活動
 - (1) 道路交通状況の情報収集
風水害が発生した場合、道路管理者とともに、市内の道路、橋梁等の被害状況を速やかに把握し本部に連絡するとともに、道路交通表示板及び交通指導車により市民に情報の提供をする。
 - (2) 交通障害情報の収集と伝達
道路のパトロールを強化し、障害物、倒壊、陥落等の情報収集を行い、府中警察署とともに緊急物資輸送道路及び避難道路の確保を行う。
 - (3) 防犯対策の確立と巡回
被災地及び避難住民の防犯対策を府中警察署とともに実施し、府中防犯協会の支部を通じ、治安維持のための啓発と巡回を実施する。また、被災地における交通安全灯及び

防犯灯の整備を行う。

(4) 資器材及び人員の配置

現在ストックしている通行止め柵、看板等は、危険箇所及び交通規制道路に設置する。また、必要に応じて人員を配置し、市民の安全確保を図る。

職員の動員数 10名 府中交通安全協会員 所要人員

第5項 緊急通行車両の確認

風水害発生時は緊急車両の通行の確保がきわめて重要である。

水害等の後は通行可能な道路が少ないうえに、被災者や被災者の身内の一般車両が多数溢れることが予測される。そこで東京都公安委員会は、緊急交通路においては、一般車両の通行を禁止または制限するとともに、緊急車には、緊急交通路を通行できるよう「緊急通行車両確認証明書」を発行する。（「第10章第2項 交通規制」参照）

第6項 自転車・バイクの整備

風水害発生時には道路状況がきわめて悪くなることが予想されるので、自動車が使用できないことも想定し、自転車やバイクを、日ごろより整備する。

第7章 救助・救急活動計画（府中消防署・府中警察署・府中市）

第1項 活動方針

大規模な風水害により、多数の傷病者等が発生したときは、東京消防庁の活動方針に基づいて、救助、救急活動を実施するとともに関係機関と連携し、効果的な活動を行う。

第2項 事前処置

1 消防署長は、救助、救急業務の推進に当たり、管内の医師会、保健所等各医療機関及び関係防災機関と常に緊密な連絡協調を図るとともに、必要事項等について研究検討し、風水害発生時の積極的態勢確立方策を講ずるとともに、その徹底に努める。

2 関係防災機関との協調

風水害における傷病者の救出、救急活動の適正運用を図るために常に市、府中警察署、多摩府中保健所、救急病院、府中市医師会、自衛隊等と緊密な連絡をとり、必要な方策を講ずる。

第3項 活動要領

1 風水害発生時救助救急活動

(1) 情報収集

要救助事象に対する情報及び傷病者の収容施設等、救助、救急活動に必要な情報収集を行う。

(2) 傷病者多数発生時の対応

ア 風水害に対応した救助、救急資器材を活用し、組織的な人命救助・救急活動を行う。

イ 風水害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携をとり、効果的な救護活動を行う。

ウ 救護活動が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に応急救護措置等協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし効率的な活動を行う。

エ 救助活動に必要な重機は関係事業者との協定等に基づいて迅速に調整をとり、効果的な活動を行う。

2 風水害発生時救助救急活動

(1) 情報収集

救助事象に対する情報及び傷病者の収容施設等、救助、救急活動に必要な情報収集を行う。

(2) 活動の原則

市、医療機関、警察、その他関係機関と連絡を密にし、傷病者の効率的な救護等に当たるものとする。

第4項 関係防災機関の協力要請

消防署長は、風水害の規模、傷病者の発生状況等により、交通規制、群衆整理、特殊資器材の提供、その他必要な事項について関係防災機関に対し協力を要請する。

第8章 応急・消防活動対策（府中消防署・府中警察署・府中市）

第1節 計画種別

第1項 計画種別

応急・消防活動対策は風水害の種別に応じ、風水害発生時水防活動計画とする。

第2項 他機関との協力態勢

この計画実施に際し、その他機関との協力態勢は第2節以下の各計画に定めるところによる。また、他機関への協力は、それぞれの計画項目に定める範囲において実施する。事前計画の樹立されていない業務に対する協力は、この計画実施に支障のない範囲でその都度関係機関との協議のうえ決定し実施する。

第2節 風水害発生時水防活動計画

第1項 活動方針

東京消防庁の活動方針による。

第2項 署隊本部

消防署には、風水害活動組織として、署隊本部を設置し、風水害に対応できる体制を確保している。発災時にはこれらの機能を強化し、消防活動態勢を確立する。

第3項 消防活動

1 部隊編成

非常配備態勢発令時には、常時の部隊を切り替えるとともに、参集職員をもって部隊の増強を図る。

2 情報収集、通信運用

- (1) 情報計画に基づいて積極的に風水害情報収集を行う。
- (2) 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に風水害等の情報交換を行う。
- (3) 通信運用は、有線、無線通信施設を効果的に活用し、部隊運用、風水害情報の収集と伝達を行う。

3 消防団の活動

消防団は、地域に密着した防災機関として、分団の受け持つ水防区域は原則として分団受持区域とし、受持区域内の風水害に出動し、団本部の指示、命令に従い活動を行う。

(1) 風水害活動

分団受持区域内に発生した火災等の活動あるいは避難勧告等が出された場合、これを地域住民に連絡し、消防団独自若しくは消防部隊と協力して行う。

(2) 消防部隊への応援

消防署隊と協力及び連携して管内の風水害活動を行う。

(3) 情報の収集

分団受持区域内の風水害活動に必要な事象、道路障害状況、特異救助事象発生状況等の情報収集と報告及び消防団本部からの命令の伝達を行う。

(4) 応急救護

要救助者の救出と負傷者に対する応急救護処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

(5) 避難所の防護等

避難命令、避難勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難所の防護を行う。

第4項 避難態勢

1 避難勧告、指示

警察署長は、水災により、人命に危険が著しく切迫していると認めるときは、当該地域住民に避難の勧告を行う。この場合、直ちに市長に通報する。

2 避難誘導

消防署長は、避難勧告指示が出された場合には、風水害の規模、道路、橋梁の状況、風水害の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、もっとも安全と思われる方向を市長、警察署等関係機関に通報する。

第9章 医療救護計画

(医師会・歯科医師会・接骨師会・薬剤師会・多摩府中保健所・福祉保健部)

第1節 初動医療態勢

第1項 計画方針

1 活動方針

風水害発生時において市内の医療機関が一時的に混乱し、その機能が停止した場合でも、医療救護機関は迅速適確な行動をとり、あわせて事後の処理方策を強化し、災害救護の万全を図る。

第2項 医療救護班の整備

市は医師会、歯科医師会、接骨師会、薬剤師会、多摩府中保健所等に協力を要請して別に医療救護班を編成する。

第3項 医療救護活動

本部長は避難所が開設されたとき前項により医療救護を行うが、その他、風水害による医療救護の必要があると認めるときは、都福祉保健局長または保健所長に医療救護について迅速適確な要請を行い又都知事が行う医療救護について協力する。

第4項 助産救護活動

助産救護班は、必要の都度編成して派遣する。

第5項 医療資器材等調達計画

医療救護及び助産救護活動においては市の現有資材を使用するが風水害発生時に不足を生じた場合は、緊急に医師会、薬剤師会、保健所等に調達を要請するとともに、直接業者からも調達する。

第6項 府中市医師会の医療救護活動

1 災害救護対策本部の設置

市から医療救護班の派遣要請があった場合は、府中市医師会は、これに対応するため速やかに次の組織による救護対策本部（以下「救護本部」という。）を医師会館内に設置する。被災直後（初期時）の救助救出に伴う医療救護活動においては、必要に応じて東京DMATと連携する。

救護本部長は会長、副本部長は副会長とする。

救護本部に次の係を置く。

- (1) 情報連絡係 市との連絡、マスコミ対策、情報の収集、指令の伝達
- (2) 記録係 各種記録の整備・保存、報告書の作成
- (3) 業務係 医薬品、衛生材料の出納配給、交替要員の確保

2 救護班の編成

救護対策本部長は、風水害の規模に応じ次の医療救護班を編成出動させるものとする。

<医療班の出動態勢>

区分	被害規模	応援医療班
第一次出動態勢	小規模被害	なし
第二次出動態勢	中規模被害	なし
第三次出動態勢	大規模被害	要請

救護班の輸送は、交通が途絶状態にあるときでも、可能な方法を用いて迅速に出動する。

また、応援医療班の派遣要請は、救護本部長が東京都医師会及び近隣地区医師会に対して行う。

(1) 現場救護班

ア 医師1名、看護師1名、補助事務員1名の編成をもって1班とし、医師を班長とする。編成する班の数は、風水害規模に応じて定め、複数の班を配したときは、医師の1名が指揮者となる。

イ 班長及び指揮者は、医療救護における傷病者へのトリアージの判定及び医療救護活動の指揮をとる。

(2) 保健センター救護班

医師数名、放射線技師1名、看護師、補助事務員若干名

(3) 救護班の業務が過労及び長期に及ぶことが予想される場合は、救護本部は配備計画をもとに交替要員を確保し補充する。

3 救護班の業務

(1) 現場救護班は、風水害現場に出動し、現場に設置された救護所において次の業務を行う。

ア 傷病者に対する応急措置及び重症度の区分

イ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

重症者は、直接救急車により後方医療施設に輸送、中軽症者は原則として保健センターへ輸送する。

ウ 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療

エ 助産救護

オ 精神相談

カ 死亡の確認

状況に応じて遺体の検案に協力する。

(2) 保健センター救護班は、保健センターに出務し、風水害現場より搬送された傷病者に対し次の業務を行う。

ア 傷病者の確認、カルテ作成

イ 可能な限りの医療救護活動（画像診断、酸素吸入等含む。）

ウ 救急病院、都立病院等への転送要否の決定

エ 必要な記録の調整

4 連絡及び報告

(1) 救護活動実施中、班長は、必要に応じ随時業務の状況を本部に報告、連絡する。

(2) 救護班が業務終了したときは、班長は、救護本部に業務に関する報告（班の編成、出務時間、傷病者の記録、衛生材料の使用状況、事故の有無、その他必要事項）をする。

(3) 風水害発生時、担当理事及び各ブロック長は、救護本部及び相互間の連絡に当たるほか、可能な方法を用いて会員への連絡を迅速に行う。

5 メンタルヘルスケア体制の確立

精神障害者、精神疾患患者及び被災住民に対して適切に対応するため、医師会は、都及び医療機関等と協力してその体制を確立し、被災状況に即した活動を展開する。

(1) 医師などによる巡回相談チームを編成し、健康相談・巡回健康相談を行う。

(2) 保健所を拠点に医師などによる電話相談窓口又は外来相談窓口を設置し、被災住民の相談等にあたる。

(3) 医療体制の確保するために、都及び病院等と十分に連携を図り、必要に応じて患者の転院、避難所への派遣等を行う。

(4) 被災状況を把握し、提供する。

6 慢性患者への対応

慢性的な症状を持つ患者については、事前に風水害発生時の対応を周知させておく。

在宅患者への看護師、保健師による訪問指導を実施する。

7 透析患者及び要援護者への対応

透析医療機関の被災状況、透析医療可否についての情報の収集を行い、都及び透析医療機関と協力して透析患者への適切な支援体制を確立する。また、平常時から把握している情報に基づき、自宅や避難所で生活する、高齢者や障害者の救護・支援体制を確立する。

第7項 多摩府中保健所の医療救護活動

1 市から医療救護の要請があった場合、多摩府中保健所は、風水害発生時における保健衛生活動の拠点として、医療救護活動に関する総合調整及び情報センターとして活動するため、医療救護班は編成せず、被災地外の保健所に医療救護班を要請する。

原則として被災地内の保健所は医療救護班を編成しない。

2 医療救護班は、市の設置する医療救護所において医療救護活動を行う。

3 医療救護班の活動内容

(1) 傷病者に対する応急措置

- (2) 後方医療施設への転送の要否及び優先順位の決定
 - (3) 転送困難な患者及び避難場所における軽症患者に対する医療
 - (4) 助産
 - (5) 医療救護所における死亡の確認
 - (6) 遺体の検案
- 4 多摩府中保健所は、市の要請があったときまたは風水害発生時の状況に応じ所長が必要と認めたときは、被災等による心身の健康障害等の予防のため、精神保健相談活動等を行う。

第2節 傷病者の輸送（福祉保健部・府中消防署）

第1項 市が都へ応援要請した場合の連絡系統

傷病者の輸送については、被災現場から医療救護所までは市が搬送し、医療救護所から後方医療機関までは都及び市が対応する。

市は病院に収容する必要がある患者については、東京消防庁（多摩災害救急情報センター）へ依頼し迅速な移送を行う。

第2項 府中消防署の救護活動

- 1 傷病者等の救護態勢は、次のとおりとする。

風水害及び傷病者の規模により救急隊を増援出動させる。
- 2 緊急救護活動は、次の場合に開始する。
 - (1) 警防本部長の命令があった場合
 - (2) 市長から要請があった場合
 - (3) 府中署隊長が必要と認めた場合
- 3 活動の対策と範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 傷病者等

緊急救護活動の対策とする傷病者等とは、次に該当する者をいう。

 - ア 風水害事故による傷病者
 - イ 直接風水害事故によらない重篤傷病者で緊急救護を要する者
 - ウ 前駆期妊産婦及び褥産婦
 - エ これらに類する者
 - (2) 活動範囲

傷病者輸送範囲

 - ア 救急医療機関
 - イ 医師長において指定する医療機関
 - ウ その他
 - (3) 緊急救護範囲

ア 現場における応急救護処置

イ 傷病者等の医療機関への輸送

第3節 後方医療体制（福祉保健部）

医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者については、適切な後方医療施設に搬送して治療を行う。

第1項 後方医療機関の機能

- 1 患者の収容力の臨時拡大
- 2 ライフラインの機能停止の応急的な診療機能の確保

第2項 傷病者の搬送体制

医療救護所の責任者は、医療救護及び助産を行った者のうち、後方医療施設に収容する必要がある者を搬送するよう、本部長または都福祉保健局長に要請する。

原則として、被災現場から医療救護所までの搬送については市が、医療救護所から後方医療施設までの搬送については都及び市が対応する。

傷病者の後方医療施設への搬送は次により行う。

- 1 東京消防庁（多摩災害救急情報センター）に救急車、救急隊の搬送を要請する。
- 2 医療救護班の使用した自動車で搬送する。
- 3 搬送に当たっては、あらかじめ定められた搬送順位に従って、後方医療施設の受入れ体制を確認して搬送する。
- 4 道路事情等により陸上輸送が困難な場合は、東京消防庁にヘリコプター輸送を要請する。

第4節 防疫及び保健衛生（福祉保健部・環境安全部・多摩府中保健所）

風水害発生時において感染症患者を早期に発見し、適宜の処置をとり、家屋内外の消毒方法を実施して感染症の媒体となる昆虫の発生を防止し、感染症のまん延のおそれがある非衛生的な生活環境を改善するなど被災地の防疫を実施して市民生活の安定を図る。

第1項 防疫活動組織

- 1 被災地の防疫活動を実施するため、防疫班・消毒班・衛生班・検水班を編成する。その編別・人数・能力等は次のとおりとする。

班 別	1日編成 可能班数	対 象	1日処理能力 (箇所)	構成(人)	備 考
防 疫 班	2	被 災 家 屋 避 難 所	—	20	
消 毒 班	2	患者発生家族、家屋	90	16	消毒戸数 150戸
衛 生 班	4	災 害 発 生 地 域	600	20	
検 水 班	2	井戸その他飲料水留	70	6	

- 2 多摩府中保健所は別に定めのある編成隊表により本部長の要請があった場合、可能な範囲で協力・指導を行う。

第2項 防疫活動組織の任務

本部長は防疫活動の必要があると認めるときは、被災戸数等を把握し、都福祉保健局長または、多摩府中保健所長に連絡するとともに保健所に協力を要請し、状況に応じて防疫活動班を出勤させる。各班はそれぞれ次の業務を別に定める実施基準により迅速かつ的確に行う。

1 防疫活動組織の任務

- (1) 防 疫 班 検病検査、健康診断、避難所の防疫指導、応急治療、予防宣伝
- (2) 消 毒 班 患者の搬送及び患者等の消毒
- (3) 衛 生 班 飲料水（井戸水）、避難所または浸水家屋の消毒、浸水地域の昆虫駆除
- (4) 検 水 班 飲料水（井戸水）の検査

2 防疫業務の実施

(1) 検病検査及び健康診断

保健所の指導により地域内の保菌者に対しては、速やかに医療その他適切な処置を講じ、防疫班は患者の早期発見に努める。

(2) 消毒方法

風水害発生時の井戸等は、直ちに使用を禁止するとともに保健所と協力して、消毒を行う。その後は消毒薬を交付する。

市民に対しては浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を行い、または消毒薬を交付して自主的に行うよう指導する。

(3) 避難所の防疫措置

ア 開設後は直ちに便所その他不潔箇所の消毒を行い、その後は薬品を交付して自主的に行うよう指導する。

イ 衛生班は保健所と協力して、感染症の早期発見、給食施設、便所等の生活施設の衛生的管理及び手洗い、消毒等の指導を行う。

(4) 昆虫駆除

風水害の状況に応じて地域、期間を定めて行う。

(5) 患者の消毒

消毒班は、保健所、医師会と密接な連絡をとり、患者を適切な医療機関に搬送するとともに、患家・避難所の消毒を行う。

(6) 臨時予防接種

風水害の状況、被災地の感染症の発生状況により、予防接種の種類・対象・期間を定め実施する。初期防疫活動は、市保有及び保健所等の現有防疫用資材を使用するものとし、当該資材が不足したときは、福祉保健部が調達、収用して補給する。

第3項 保健衛生

避難所及び在宅の災害時要援護者・傷病者に保健師等による訪問保健衛生指導を行う。

1 多摩府中保健所は、防疫に関して市長の協力要請があった場合は、防疫班及び防疫検水班を編成し、市の防疫活動について協力・指導を行う。

2 多摩府中保健所は、被害の状況に応じ都福祉保健局長が必要と認めたときは、食品衛生監視班を編成し食品の安全確保を図る。

3 活動内容

(1) 防疫班

- ア 健康調査及び健康相談等
- イ 避難所の防疫指導等
- ウ 感染症予防のための広報及び健康指導

(2) 食品衛生監視班

- ア 市と連携し、避難住民の手持ち食品や避難所で配られる食料品の衛生指導
- イ 管轄区域内を中心とした食料集積所、避難所、仮設店舗の巡回指導
- ウ 被災した営業施設への監視指導
- エ 食品に起因する危害発生の防止のための監視指導
- オ 避難所の食品取扱い管理者に対する指導・助言
- カ 仮設店舗や行商、移動販売者など営業再開店舗の情報収集、指導

(3) 水の安全パトロール班

- ア 飲み水の消毒及び消毒効果の確認
- イ 飲み水の消毒方法及び消毒の確認方法の指導
- ウ 水道施設の復旧状況の把握
- エ 水質検査の実施
- オ 避難所の環境衛生指導
- カ 環境衛生営業に対する指導

第4項 動物管理

災害時には、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難し、負傷または放し飼い状態の動物も生ずることが予想される。

市は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、都や関係団体との協力体制の確立に努める。

(1) 避難所における飼育動物

避難所において、適正飼育に関する情報提供や指導を行い、動物愛護及び環境衛生の維持に努める。

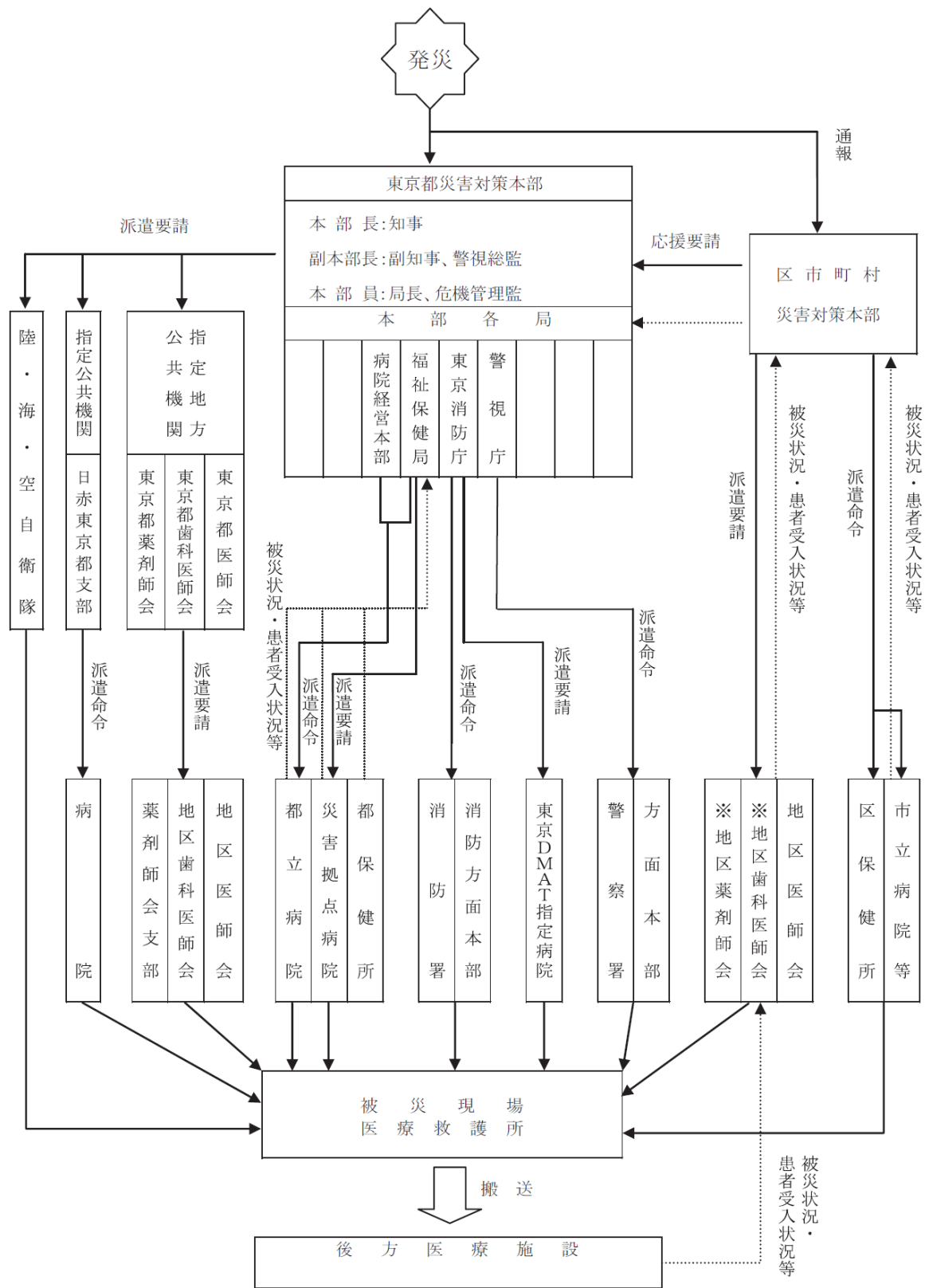
動物の飼い主が自主的にまたは共同で行う動物救護活動を支援する。

(2) 被災地域における動物の保護

負傷飼育動物や飼い主不明動物の保護は、広域的対応等が必要となるため、都や関係団体と連携をとりながら対策を講じる。

適切な応急救護活動を行うため、動物救護活動に関する協定の締結を検討する。

<医療救護活動の情報連絡系統図>



第10章 避難計画

第1節 避難態勢（生活文化部）

風水害発生時において人的被害を少なくするために、市及び各機関が一体となって市民を避難収容できる態勢を確立するとともに、平素から連絡協調を緊密にして、各機関の任務を明確にする。

第1項 事前避難

風水害発生時に事前避難を必要とする地域は、あらかじめ府中警察署及び府中消防署と協議して定め、その地域住民に対しては、避難場所及び避難の方法等を周知徹底し、風水害発生時には指定した場所に自主避難するよう指導する。

第2項 避難準備、勧告または指示など

1 避難準備、勧告または指示の一般的基準

避難、立ち退きの勧告及び指示を発令すべき一般的基準は、次のとおりとする。

- (1) 河川がはん濫注意水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。
- (2) 避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき。
- (3) 火災が拡大するおそれがあるとき。
- (4) 爆発のおそれがあるとき。
- (5) ガスの流出拡散により、周辺地域住民に対して危険が及ぶと予測されるとき。
- (6) がけ崩れ等の土砂風水害により著しく危険が切迫しているとき。
- (7) 都知事（都本部長）から避難についての勧告または指示の要請があったとき。
- (8) その他市民の生命、身体を風水害から守るため必要と認めるとき。

2 避難準備、勧告または指示の発令

- (1) 市の地域において風水害の危険が切迫した場合、市長は府中警察署長及び府中消防署長と協議のうえ、地域避難先を定めて避難準備、勧告または指示をする。この場合、市長が都本部に報告する。
- (2) 風水害が発生したまたはまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、または退去を命ずる。
- (3) 現地において著しい危険が切迫しており、市長が避難の勧告または指示を発令するいとまがない場合または市長より要求のあったときは、警察官が直接居住者に避難の指示を指示する。この場合、警察官は直ちに市長に、避難指示を行った日時、対象区域、避難誘導方法及び避難先等を通知する。
- (4) 市長は、風水害の拡大が迅速で、人命に危険が著しく切迫していると認めるときは、市民

に避難の勧告・指示を行う。

- (5) 国が策定した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、災害時要援護者に対する避難準備情報を発令する。

第3項 勧告または指示の伝達

避難の勧告または指示の伝達は、第2章第4節「広報・広聴活動」による。

第4項 勧告または指示の内容

避難の勧告または指示は、次のことを明らかにして行う。

- 1 避難対象区域 町丁目名、施設名等
- 2 避難の理由 避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等
- 3 避難先 安全な方向及び避難場所の名称
- 4 その他 避難行動時の最小限の携帯品、災害時要援護者の優先避難、介助の呼びかけ等

第5項 避難誘導

避難準備、勧告または指示が出された場合、市は府中警察署、府中消防署及び消防団等と協力し、安全な経路を選定するとともにあらかじめ指定した避難所等に市民を誘導する。

1 緊急避難の誘導を行う者

市長から、風水害の発生により緊急避難の勧告・指示が発令された場合、避難の誘導は次のとおり行う。

- (1) 学校、幼稚園、保育園、事業所、大型店等多数の人が集まる場所における避難の誘導は、その施設の責任者、管理者等による自主的な統制を原則とする。ただし、生活文化部長は、学校、幼稚園、保育園、学童クラブ、福祉施設及び夜間多数人が集まっている場所等で、風水害の規模、態様により必要と認めるときは、市職員を派遣し、その施設の責任者、管理者等に積極的に協力して、安全な場所への避難誘導等の措置を講ずる。

2 避難の誘導

(1) 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難行動に支障を起こさない最小限度のものとするが、平常時より、おおよそ次のものを目途とする非常用袋を用意しておくようPRに努める。

なお、自動車による避難及び家財の持ち出し等は危険なので中止させる。

ア 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）

イ 1人2食分位の食料と2～3ℓの飲料水、衣類（タオル、下着類）、救急医薬品、常用の医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等

ウ 服装は軽装として素足を避け、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じ防寒具

エ 貴重品は、多少の現金などの他は携行しないこと

オ 紙おむつ、おんぶひも、メモ用紙、かかりつけの医療機関の連絡先

(2) 避難の誘導方法

避難の誘導方法については、風水害の規模、態様に応じて、混乱なく迅速に安全な避難場所に誘導するために必要な方法をとることとするが、おおよそ次の事項を目途とする。

ア 避難の誘導は、病弱者、高齢者、幼児、心身障害者その他単独で避難することが困難な人（以下「災害時要援護者」という。）を優先するとともに、できる限り早めに事前避難させるよう努める。

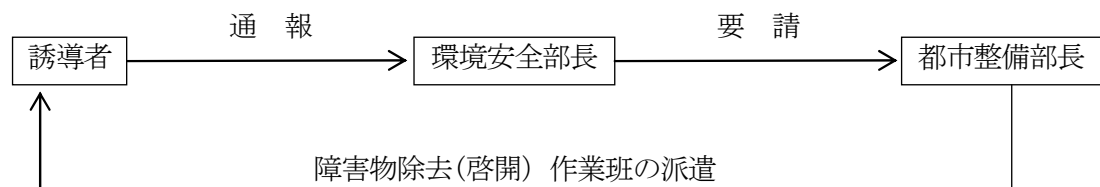
イ 交差点や橋梁、トンネル等の混雑予想地点においては、災害時要援護者を含む避難グループであることを示す旗等を掲げるとともに、その旨を連呼し、優先避難誘導を受けやすいよう配慮する。

ウ 避難経路は、本部長または関係部長から特に指示がない場合は、避難の誘導に当たる者が指定するよう努める。

なお、避難経路の選定に当たっては、火災の場所、落下物の危険のある場所、危険物のある場所などを避け、また、状況が許す限り指示者があらかじめ経路の実地を確認して行うよう努める。

エ 選定した避難路に重大な障害があり、容易に取り除くことができない時は環境安全部長を経由して、都市整備部長（本部応急対策部長）に対して避難道路の啓開等を要請する。

<道路の障害物除去(啓開)等の要請の流れ>



第2節 避難勧告等の判断・伝達

第1項 避難勧告の判断基準等

(1) 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

市は、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」に基づき、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成する。

(2) 市は、それぞれの河川ごとに、気象情報や水位情報等に基づき総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を適切に見込んで、避難勧告等を発令する。

表 三類型の避難勧告等一覧

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備 (要援護者 避難情報)	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者等の避難行動に時間を要する者は計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動をただちに完了 未だ避難していない対象住民は、ただちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

第3節 避難所の開設・運営（環境安全部・生活文化部・教育委員会）

第1項 避難所の整備

風水害発生時に避難所として指定される各施設については、被災者のための食料・生活必需品及び災害復旧用資器材を備蓄するとともに、各種の情報伝達のための器材の整備を進めている。

- 1 各小・中学校及び文化センター等に防災行政無線の戸別受信機を配備している。
- 2 各小・中学校の保健室等に救急救護用品を備えている。
- 3 風水害発生時用の飲料水を確保するため、各小・中学校及び文化センターの屋外受水槽に風水害発生時用給水バルブ（逆流防止弁）を設置している。
- 4 各小・中学校及び文化センター等に無線機を配備している。
- 5 各施設の空きスペースに食料及び生活必需品を備蓄する。
- 6 各小・中学校にトイレ機能を有する便槽付の多目的防火貯水槽の整備を進めている。

第2項 避難所の設置

1 避難所の開設

住居等を喪失するなど、引き続き救助を要する者については、応急的な食料等の配布を行うため、避難所を開設し、収容保護する必要がある。避難所は、府中市多摩川洪水避難マップ等を踏まえて、水害時にも浸水することがない安全な施設とする。また、避難所まで安全に避難できる避難経路についても指定する。このときの避難所は、府中警察署と協議し次の基準により選定する。

- (1) 避難所の収容基準は、おおむね次のとおりとする。

長期避難 居室 3.3㎡当り2人

一時避難 居室 3.3㎡当り4人

- (2) 避難所及び収容可能人員は資料編〇ページ、資料〇のとおり。

表の施設中小・中学校及び総合体育館を一次避難所とし、文化センター等他の施設については災害時要援護者用に二次避難所とする。

ア 一次避難所

地域住民が風水害発生時に居住する場所を失うなどの場合に一時的に生活を送る場所で、市及び関係防災機関は優先的に食料等を配給する。

イ 二次避難所

一次避難所での生活が著しく困難と判断される災害時要援護者（高齢者、障害者、幼児等）は、二次避難所へ移し保護する。

第3項 避難所の開設・管理

1 開設と運営の担当者

避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、都福祉保健局及び府中警察署、府中消防署等関係機関に報告する。

都福祉保健局への報告は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。

避難所を開設した場合は管理者を置く。

避難所の設置場所は、あらかじめ指定する避難所（資料編〇ページ、資料〇のとおり。）に基づいて、本部長が被害の状況に応じて決定するが、開設と運営の実務については、各施設の管理責任者、勤務職員または別に定める非常配備指定動員職員が担当する。

なお、避難所は応急対策、復旧活動の拠点となることが予想されるが、避難所内での活動場所の指定等の調整業務は、生活文化部長が指名する職員が行う。

2 開設から運営までの手順

避難所の開設期間は風水害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受ける。

避難所の開設及び運営の手順は、おおよそ次のとおりとする。

<避難所の開設、運営の手順>

- (1) 開設しようとする者は、電話、ファクシミリ、無線等（以下「電話等」という。）により避難所を開設することを本部に報告する。
- (2) 施設の入口を開ける。
すでに避難者がある場合は、一時的に広いスペースに誘導する。
- (3) 避難所内に事務所を開設する。
- (4) 避難者の受け入れスペースを指定する。
- (5) すでに避難している人を指定のスペースへ誘導する。
- (6) 避難者名簿（資料編〇ページの第1号様式）を配布する。
- (7) 避難者名簿を回収する。
- (8) 避難者名簿に基づき避難スペースの割り振りをする。
- (9) 食料、生活必需品及びその他必要な物資（以下「生活物資等」という。）を確保（請求、受領）し、配給する。
- (10) 避難所運営状況の報告をする。（定例・毎日午前10時。その他適宜。）
- (11) 避難所日誌（資料編〇ページの第2号様式）を作成する。

3 開設、運営時の留意事項

(1) 開設時の留意事項

ア 開設

避難所の開設は、原則として本部長の指示により行う。現地の職員が避難の必要があると判断した時は避難所を開設する。この場合、すでに避難住民が集まっているときは、一時的に体育館や会議室など広いスペースに誘導し、避難した市民の不安を緩和するとともに、無用な混乱の防止に努める。

イ 事務所の開設

上記の措置をとった後、速やかに避難所内に事務所を開設する。

事務所には、避難所の運営に必要な職員を常時設置する。

ウ 避難スペースの指定

避難した市民の受入れスペースの指定に当たっては、自主防災組織等の意見を聞き、地域ごとにスペースを設置することとし、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるよう配慮する。

エ 災害時要援護者の受入れ及び避難所運営に必要なスペースの確保

災害時要援護者の避難スペースや医療活動及び避難所の運営に関わる各種会議のためのスペースをあらかじめ確保する。

オ 報告

避難所の開設に当たった職員は、避難住民の収容を終えた後、速やかに生活文化部長に電話等により、報告する。

生活文化部長は、避難所からの報告に基づいて、総務部長に避難所に関する広報活動の実施を要請する。

本部長は、都総務局（総合防災部）・福祉保健局及び府中警察署、府中消防署等の関係機関に避難所開設の状況を連絡する。

なお、連絡すべき事項は、おおよそ次のとおり。

(ア) 避難所開設の日時、場所、施設名

(イ) 収容状況及び収容人員

(ウ) 開設期間の見込み

(2) 運営上の留意事項

ア 避難者名簿の作成

避難所を開設し、避難した市民の受け入れを行った際には、避難した市民に避難者名簿を配布し、各世帯単位に記入するよう指示する。各施設の管理責任者または生活文化部長が責任者としてあらかじめ指名する者（以下「避難所責任者」という。）は、回収した避難者名簿を基に避難所日誌を作成し、事務所に保管するとともに生活文化部長を通じて総務部長に報告する。

イ 情報掲示板の設置

避難者への必要情報を伝達するため、避難所内に情報掲示板を設置する。

ウ 避難スペースにおける班の編成と班長の選出

避難所責任者は、各避難スペースにおいて避難者による適当な人員（30人程度）で班を編成し、避難所への連絡等に関わる班長を選出させる。

班長は次の役割を担う

(ア) 市本部からの指示、伝達事項の周知

(イ) 避難者数及び生活物資等必要数の把握と避難所責任者への報告

(ウ) 生活物資等の配給活動補助

(エ) 施設の保全管理

(オ) 災害要援護者の措置に対する協力

(カ) その他避難所運営に必要な協力

エ 食料等の請求、受領、配給

避難所責任者は、避難所で必要な生活物資等の数量を福祉保健部長に報告するとともに、生活文化部長への調達を要請する。また、到着した生活物資等を受け取った時は、その都度生活物資等受領簿（資料編〇ページの第3号様式）に記録し、必要な場合は生活物資等管理簿（資料編〇ページの第4号様式）に記録のうえ、班ごとに配給する。

オ 災害時要援護者への配慮

避難所責任者は、災害時要援護者に対しプライバシーの保護やトイレ等の利用のしやすさ等優先的な措置を講ずるよう配慮するとともに文化センター等の二次避難所への移送の措置を講ずる。

カ 避難所運営状況の報告と記録

避難所責任者は、避難所の運営状況について、1日に1回午前10時までに生活文化部長に報告する。生活文化部長は報告事項をとりまとめ、正午までに市長（本部長）に報告する。ただし、傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、その都度必要に応じて報告する。また、避難所の運営記録として、避難所日誌（資料編〇ページの第2号様式）を作成する。

第4項 野外受入施設の設営

本部長は、風水害の規模が大きく既存施設の被害が甚大であり、被災者が多数のため既存施設の収容能力を超えた場合または、避難所が開設されなかった場合、生活文化部長に指示し、応急的施設として野外受入施設を設営する。また、本部長は都総務局総合防災部及び府中警察署、府中消防署等の関係機関に状況を報告するとともに、施設の設置に関わる資材等を都福祉保健局に要請する。野外受入施設の設置期間は、避難所が開設されるまでの間または応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

野外受入施設の設営場所は警備上から府中警察署と協議して決定する。

第5項 安全な避難方法の確保

- 1 市は、浸水からの安全な避難を行うため、住民が理解し、誤解を招かない伝達内容をマニュアル等で定める。
- 2 急激な増水などが予想され、高層ビル等への一時的な避難が必要となる地区において、避難の必要な住民と避難を受け入れるビル等の所有書・管理者との協定の締結に努める。

第6項 避難者の他地区への移送

風水害が大規模なために、避難者の収容可能数を超えたとき本部長が判断した場合、他地区への移送を東京都福祉保健局へ要請する。

- 1 市の避難所に被災者を収容できないとき、本部長は、被災者を非被害地若しくは小被害地または隣接県など、他地区への移送について要請する。
- 2 被災者の他地区への移送を要請した本部長は、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先地区に派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗させる。

- 3 移送された被災者の避難所の運営は移送元の市が行い、被災者を受入れた地区は運営に協力する。
- 4 被災者の輸送は、極力市で実施するが、不足する場合は東京都へ協力を要請する。

第7項 他市等からの被災者の受け入れ協力

市長は、都知事より他区市町村からの被災者を受入れるための避難所の開設の指示を受けた場合は、都の計画の定めるところにより積極的に受け入れを行う。

近隣他都市等からの被災者の受け入れの要請を受けた場合は、市長は、生活文化部長に指示し必要な措置を講ずる。

第8項 災害時要援護者対策

1 計画目標

乳幼児・高齢者・障害者・外国人等のいわゆる災害時要援護者に対する災害時における応急対策は、その対象により個別の対応が求められる。市は、自主防災組織、ボランティア、関係団体等との連携を図り、可能な限り災害時要援護者に配慮した対応を行う。

2 災害時要援護者に配慮した対策

(1) 高齢者対策整備計画

ア ひとり暮らし高齢者・ねたきり高齢者

緊急通報システム協力員等の福祉ボランティアにより、日常から災害についての知識を伝えておく。災害発生時には、高齢者の安否を確認し、誘導を行う。

イ 高齢者福祉施設関係

- (ア) 平常時から相互支援関係にある近隣施設、市、地元自治会などに災害時における支援の要請をしておく。
- (イ) 施設はあらかじめ定めた避難誘導計画により、入所者の安全を確保するとともに、早急に施設機能の回復を図る。
- (ウ) 余裕スペースの活用による被災者の受け入れについては、要援護者など援護の必要性の高い者を優先する。
- (エ) 市は復旧までの間、優先的に水を供給するほか、おむつなど日常生活用品の補給支援を行う。また、ボランティアへの情報提供を行い、マンパワー支援を確保する。

(2) 障害者対策整備計画

ア 障害者

障害者は全て災害時要援護者と考え、各機関に日頃から防災の啓発に努めるとともに、障害の種別、程度により必要な対応措置をとる。

(ア) 安否の確認等

民生委員、緊急通報システム協力員等のボランティア及び福祉施設の関係者により安否を確認するとともに、緊急事態が発生した場合には、適切な対応への援助を図る。

(イ) 避難・誘導

単独で避難することが困難な肢体不自由者及び視覚障害者等については、家族が不在の場合等に避難・誘導するための協力員を確保する。

(ウ) 情報の収集と伝達

聴覚障害者対策として、避難場所に手話通訳者を配置するとともに、在宅で聴覚障害者のみの世帯には、手話通訳者を派遣し、迅速に対応する。

ア 障害者福祉施設関係

(ア) 平常時から、地域防災組織の一員として、防災訓練等に積極的に参加するとともに、近隣施設、市、関係防災機関等と連携を密にし、支援体制を整える

(イ) 各施設では、あらかじめ定めた避難誘導計画により、施設利用者の安全を確保するとともに、早急に施設機能の回復を図る。

(3) 外国人等に対する防災対策

在住外国人や海外からの旅行者は、言語、生活習慣、防災意識などが異なっているので、市、都及び防災関係機関は、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次に掲げる防災環境づくりに努めるものとする。

ア 広域避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、標識の多言語化を推進する。

イ 地域全体で災害時要援護者への支援システムや救助体制の整備に努める。

ウ 多言語による防災知識の普及活動を推進する。

エ 外国人も対象とした防災知識の啓蒙や防災訓練の普及に努める。

オ 東京外国語大学との協力体制を進める。

< (参考) 災害時要援護者等の現況 >

種 別	人数(人)	備 考
乳 幼 児	11, 271	0～4才児 平成19年4月1日現在住民基本台帳
高 齢 者	40, 686	65才以上 平成19年4月1日現在住民基本台帳
在宅寝たきり老人	1, 141	平成17年10月1日現在登録
ひとり暮らし老人	1, 179	平成18年4月1日現在登録
心身障害者・児	8, 088	平成18年4月1日現在手帳交付者
外国人登録者	4, 186	平成19年4月1日現在登録者数
合 計	65, 018	※ただし一部重複して集計
全 人 口	242, 607	平成19年4月1日現在住民基本台帳+外国人登録
災害時要援護者 人口比率	27.0%	

(4) 今後の計画

消防庁が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、情報伝達態勢の整備、災害時要援護者情報の共有、災害時要援護者の避難支援の具体化について検討し、将来的には災害時要援護者一人ひとりの避難支援者を含めた避難プランの策定を目指す。